相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知市仁井田一六一八番地一八、最後の住所高知市仁井田一六一八番地一八ケアハウスパールマリン七一二号

被相続人　亡　岡村〃ヒリ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月八日

高知市本町五丁目二番一五号

相続財産管理人　弁護士　山本　尚吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県唐津市富士見町五九二番地一六八、最後の住所佐賀県唐津市神田五〇四番地

四九　被相続人　亡　松本　光司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月八日

佐賀県唐津市北城内七番五一二号

相続財産管理人　弁護士　松尾　紀男

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年十一月八日

一、墳墓等所在地　東京都台東区根岸三丁目一一番四号

一、墳墓の名称　円光寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳

木村富久代・加藤亀吉・加藤とよ、羽賀年春・羽賀よ志以・羽賀務・羽賀寿以・羽賀政一・羽賀すみ、不詳（俊相義秀信士）・山崎瀧次郎・山崎まめ・不詳（空圓室妙然大姉）・山崎清助・不詳（寂室妙薫大姉）、不詳（梅光童女）・不詳（冬夢孩子）・不詳四体（「山崎」家墓石より玉芳智寂童女・智空童女・清徳院禪関徹心居士・清堂惠徳信士）、佐藤貞輔・不詳（清徳院積善壽貞大姉）、不詳四体（「伊藤」家墓石より正底寂應居士・鶴相智仙大姉・敬岳道輪居士・秋岳恵光大姉）、不詳三体（「石黒」家墓石より寂然妙香信女・寂室智定信女・善心童子）、不詳二体（「鈴木」家墓石より玉林智光信女・伴山宗祐信士）、横田磯平・不詳（桂室壽光大姉）、長谷川愛・長谷川芙喜・田中小二郎・不詳（太源院博道義文居士）・不詳（順秀童子）　以上十基

一、改葬を行おうとする者　東京都台東区根岸三丁目一一番四号　宗教法人円光寺　住職　堀見洋明

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一〇三条第一項の規定による砺波都市計画事業杉木土地区画整理事業の左記一の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないため、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により書類の送付にかえてその内容を左記二のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　不詳

氏名　吉澤・ベルリンダ・ルイズ

二　通知の内容

土地区画整理法第一〇三条第一項の規定により、砺波都市計画事業杉木土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分します。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを砺波市杉木土地区画整理組合事務所の掲示場において掲示する。

（教示）

一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に富山県知事に審査請求をすることができます。

二　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に砺波市杉木土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に砺波市杉木土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成二十五年十一月八日

富山県砺波市中央町一〇番六号

砺波市杉木土地区画整理組合

理事長　小西　康雄

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年11月８日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①中央不動産株式会社　②国土交通大臣(4)197　③代表取締役社長　沖本　隆史　④東京都千代田区丸の内一丁目６番１号　廃止した従たる事務所　神奈川県横浜市中区本町四丁目40番地横浜第一ビル９階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区丸の内一丁目６番１号　中央不動産株式会社　代表取締役社長　沖本　隆史

①ジェイアール東日本調査測量株式会社　②東京都知事(12)20385　③代表取締役　清水勝好　④東京都北区赤羽北２丁目32番11号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都北区赤羽北２丁目32番11号　ジェイアール東日本調査測量株式会社　代表取締役　清水勝好

①株式会社桐美建設　②愛知県知事(2)20678　③代表取締役　桐部武夫　④愛知県愛西市二子町丸島232番地　株式会社桐美建設　代表取締役　桐部武夫　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県愛西市二子町丸島232番地

①株式会社法業　②大阪府知事(1)12107　③代表取締役　武田征二　④大阪府大阪市住吉区苅田３―13―20　株式会社法業　代表取締役　武田征二　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市住吉区苅田３―13―20

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成25年11月８日

東京都千代田区紀尾井町３番30号

公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許番号	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平25不保709	おいかわ不動産	岩手県知事(3)2176	及川一彦　岩手県陸前高田市高田町字鳴石52―7	1000万円
平25不保710	株式会社ジェイウッド	岩手県知事(2)2351	代表取締役　寺岡豊彦　岩手県盛岡市向中野〃3―18―35	